

令和 2 年 3 月 26 日 (木)

令和 2 年第 1 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 錄

岸和田市貝塚市清掃施設組合

令和2年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会議事日程

令和2年3月26日(木)
午前10時00分 開議

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 第 1 | 会期決定について |
| 第 2 議案第1号 | 令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算
(第3号) |
| 第 3 議案第2号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の制定について |
| 第 4 議案第3号 | 職員の服務の宣誓に関する条例の制定について |
| 第 5 議案第4号 | 職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について |
| 第 6 議案第5号 | 公告式条例の一部改正について |
| 第 7 議案第6号 | 令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算 |
| 第 8 議案第7号 | 公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて |
| 追加日程 | |
| 第 9 選挙第1号 | 管理者選挙について |

出席議員（14名）

1番	川	岸	貞	利	2番	阪	口	勇
3番	田	畠	庄	司	4番	中	川	剛
5番	南	野	敬	介	6番	前	園	博
7番	井	舎	英	生	8番	宇	野	悟
9番	河	合		馨	10番	田	中	子
11番	反	甫		旭	12番	鳥	居	次
13番	松	本	妙	子	14番		南	加代子

欠席議員（なし）

出席議事説明員

管理 者	藤	原	龍	男	副 管理 者	永	野	耕	平
理 事	田	中	利	雄	理 事	土	佐	邦	之
会計管理者	西	川	三矢	子					
事務局長	小	南	和	巳	事務局次長	西	秦	幹	雄
総務課長	上	村	昌	生	環境技術課長	猪	口	昌	宏
基幹整備担当参事	太	田	健	一					
幹 事	藤	原	康	成	幹 事	坂	井	永	二
幹 事	井	谷	真		幹 事	春	木	秀	一
幹 事	茶	谷	幸	典	幹 事	西	田	淳	一
幹 事	亀	井	謙	作	幹 事	谷	藤		健

午前10時22分開会

○反甫 旭議長

ただいまから令和2年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○反甫 旭議長

ただいまの報告のとおり、出席議員14名をもちまして、会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者を、施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、7番井倉英生議員、8番宇野真悟議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元までご配付しておりますとおりでありますので、報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は1日に決定いたしました。

次に、令和元年9月分から令和2年1月分までの5か月分の例月出納検査結果報告につきましては、さきに議員各位にご送付しておりますとおりであります。

本件について質疑のある方は発言を願います。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ないようでありますので、本報告を終わります。

次に、日程第2、議案第1号令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第3

号）を議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

皆さん、おはようございます。

ただいま上程をされました議案第1号令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、当初一般財源により執行予定でありました防災設備の更新工事費1,518万円の75%の1,130万円がごみ処理施設増設事業債として、また、災害復旧事業におけるごみ処理施設棟及びリサイクルプラザ棟の屋根面補強工事費の一部440万円の全額が廃棄物処理施設災害復旧事業債として起債が可能となりましたことから、歳入につきまして、第6款組合債をその合計の1,570万円を追加し、その調整のため第1款分担金を同額の1,570万円を減額補正するものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案の

とおり可決されました。

次に、日程第3、議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

当組合における工事の請負契約等につきましては、これまで岸和田市に準ずる運用をしてきましたが、契約相手のさらにその仕入れ先や下請など、直接の契約相手でない関係者においても組合が明確な根拠をもって暴力団関係の排除を求めるには、組合独自の条例等の整備が必要となるため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたしますので、令和2年第1回組合議会定例会議案の16ページをお願いいたします。

まず第1章、第1条は条例の目的を、第2条は条例で使用する用語の定義を、第3条は基本理念を規定するものでございます。第4条から17ページの第6条までの規定は、組合及び事業者の責務と事業者と組合が連携し暴力団排除に取り組む組合の事業者に対する支援を定めております。

次に第2章、第7条において、先ほど管理者からもご説明させていただきました、暴力団員及び暴力団密接関係者が当組合の工事等及び売払い等の契約相手方となることやその下請負人となること、また契約相手方や下請負人が工事等に係る資

材、原材料購入などの契約をする者となることを許さないこととし、第8条で17ページから18ページにわたって、その排除に関する措置を定めております。第9条は公共工事等及び売払い等に関する不当介入の禁止と、そのようなことを受けたときの組合への報告の義務を定めております。第10条は当組合施設利用における暴力団排除を、第11条はその他の事務事業に対する暴力団排除について定めています。

次に第3章、18ページから19ページにわたっての第12条から14条は、報告義務を怠ったときの指導、勧告や公表、また暴力団排除を目的とするための情報収集、警察への情報提供について定めています。第15条では、その他といたしまして、条例の施行に際し、必要な事項は管理者が別に定めることとしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行することといたしております。

私からの説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しました
ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号職員の服務の宣誓

に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第3号職員の服務の宣誓に関する条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

令和2年4月1日から施行されます会計年度任用職員の制度におきまして、その対象職員につきましても服務の宣誓が必要となりますことから、条例制定を行うものであります。なお、条文としては岸和田市の例によるものとし、内容は、お手元にお配りさせてもらっております議案参考資料1ページの岸和田市の条文をご参照くださいませ。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しました
ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原

龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第4号職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきまして、その提案の理由をご説明申し上げます。

先ほどご説明の議案第3号と同様に、会計年度任用職員の制度の施行に伴い、その対象職員の職務に専念する義務の特例を定める必要がありますことから、条例制定を行うものであります。なお、条文としては岸和田市の例によるものとし、内容は、お手元にご配付させてもらっております議案参考資料3ページの岸和田市の条文第2条のとおり、職務専念の義務の免除を規定しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しました
ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第5号岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例の一部改正につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

これまで、本条例におきましては、公平委員会や監査委員への準用規定がなかったのですが、今般、両機関において定める規則の公布や基準の公表の必要が出てきましたので、本条例を準用できるよう改正を行おうとするものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○反甫 旭議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、議案第5号岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。議案参考資料4ページ、5ページをお願いいたします。

横にして見ていただきまして、右側に旧として現行の条例を、左側に新として改正案を載せさせていただいております。

それでは、左側の欄でご説明させていただきます。今回の改定においては、第5条と第6条を追加し、その他字句等の修正をし、所要の整備をさせていただこうとするものでありますが、まず第5条第1項において、議会その他組合の機関、このその他機関が公平委員会や監査委員等に当たりますが、これらの機関で定める規則について、この公告式条例を準用することを規定しております。また、第2項においては、これらの機関で規程その他を公表するときに、本条例を準用することを規定しております。

第6条は規則、規程の施行期日を定めることができることを規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しました
ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算を議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第6号令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

本組合の令和2年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億2,512万円で、前年度に比べて26.4%、9億8,664万1千円の増額計上あります。

予算の内容につきまして、まず、歳出からその科目別に順次ご説明申し上げます。

第1款議会費は、議会運営に要する諸経費であり、365万2千円の計上で、前年度に比べ7.1%、24万1千円の増額であります。

次に、第2款総務費は、組合の運営及び施設の維持管理並びに施設整備などに要する経費であり、

37億9,480万3千円の計上で、前年度に比べて59.6%、14億1,758万5千円の増額であります。

次に、第1項総務費のうち一般管理費は2億1,146万2千円の計上で、前年度に比べて2.5%、544万2千円の減額であります。

次に、総務管理費は698万3千円の計上で、前年度に比べて164.3%、434万1千円の増額であります。

次に、公平委員会費は7万3千円の計上であります。

次に、監査委員費は21万6千円の計上で、前年度に比べて11.5%、2万8千円の減額であります。

次に、第2項施設費の施設管理費は35億7,606万9千円の計上で、前年度に比べて65.8%、14億1,871万4千円の増額であります。増額の主なものはといたしましては、クリーンセンター維持補修事業費と基幹的設備改良事業費であります。

次に、第3款公債費は9億2,366万5千円の計上で、前年度に比べて31.8%、4億3,118万5千円の減額であります。これは主にクリーンセンター建設に係る起債の元利償還金であります。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

分担金で26億155万円、使用料及び手数料で3億6,976万2千円、国庫支出金で2億4,234万9千円、繰越金で1千円、諸収入で2億6,405万8千円、組合債で12億4,740万円であります。これら財源をもちまして本組合に係る経費に充当しようとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○反甫 旭議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、私から令和2年度一般会計予算につきまして詳細をご説明申し上げます。

それでは、まず歳出からご説明申し上げます。

予算書の16、17ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費が365万2千円で、前年度に比べ24万1千円の増額でございます。これは主に、前年度は統一選挙の年であったため、5月に組合議員の不在期間がございました。令和2年度からは同月に新旧組合議員が在籍されますので、その議員報酬分の増を見込んだことによるものでございます。

次に下段、2款1項総務費でございますが、まず1目一般管理費に2億1,146万2千円の計上で、前年度に比べ2.5%、544万2千円の減額でございます。

右ページの説明欄、事業別区分欄をお願いいたします。

職員給与費1億9,823万3千円は、会計年度任用職員制度の実施に伴い、前予算形態の賃金も含む施設組合職員25人分の人工費等でございます。

その下、清掃組合管理事務事業1,322万9千円は、組合運営に要する事務経費でございます。

次に、18、19ページをお願いいたします。

2目総務管理費に698万3千円の計上で、前年度に比べ164.3%、434万1千円の増額でございます。これは主に、これまで1目一般管理費で執行していた保守委託料や賃借料、備品購入費で、電算システムの運用に係るものについて、右ページの説明欄下段の事業別区分の電算システム運用事業に移行したことによる増でございます。

それでは、改めまして、右ページの説明欄、事業別区分欄の最初に記載のリサイクル啓発事務事業160万円は、3Rふれあいフェア及び3R啓発事業委託料など、展示及び啓発事業の運営に必要な経費でございます。

次に、情報公開・個人情報保護事務事業7万4千円は、情報公開・個人情報審査会委員費等や関係事務費でございます。

次に、電算システム運用事業530万9千円は、先ほどご説明いたしました前年度1目一般管理費で執行していた管理棟内の財務会計を含めました電算システムの関係の保守料、賃借料、出退勤シ

ステムの機器入替えの費用でございます。

次に、20、21ページをお願いいたします。

3目公平委員会費が7万3千円、前年度と同額でございます。

4目監査委員費が21万6千円で、前年度に比べ、印刷製本費が2万8千円減額となってございます。

以上、2款1項総務費の合計といたしましては2億1,873万4千円の計上で、前年度に比べ0.5%、112万9千円の減額でございます。

次に、下段から次の22、23ページに上段にかけて、2項施設費1目施設管理費でございますが、35億7,606万9千円の計上で、前年度に比べ65.8%、14億1,871万4千円の増額でございます。この主なものはクリーンセンター維持補修事業の2億6,355万1千円、これは建物大規模補修工事に係る分の増であり、あと基幹的設備改良事業の11億3,938万4千円の増によるものでございます。

それでは、右ページの説明欄、事業別区分欄に沿って、21ページからご説明いたします。

まず右ページ説明欄、事業別区分欄の施設管理運営事業に11億4,850万3千円の計上で、これはクリーンセンター運転管理等に要する経費であり、主なものは10節需用費と12節委託料で、焼却プラントの関係の薬品などの消耗品に1億8,271万3千円、電気、下水道等の光熱水費に7,184万2千円、工場の運転管理や焼却灰の処分などの施設維持業務委託料に8億2,693万2千円でございます。

次に、大阪湾圏域広域処理場整備事業には、施設維持業務委託料として505万円と、平成30年9月の台風被害による最終処分場の災害復旧事業の委託料として504万9千円の計上でございます。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。

次のクリーンセンター維持補修事業には12億3,746万3千円の計上で、これは定期点検整備工事など施設維持に要する経費で、主なものは、施設全般に係る定期点検整備等の工事請負費と、先ほど議員協議会でも議題とさせていただきましたクリーンセンターの大規模改修工事における焼却棟建物に係る改修事業費の見込額8億円の前払金

3億2,000万円を含めて9億854万8千円となってございます。また、定期点検整備等の工事に伴い支給する原材料費が2億4,242万6千円でございます。

なお、クリーンセンター大規模改修工事につきましては、さらに、お手数ですが、一度4ページをお願いいたします。クリーンセンター大規模改修工事につきましては、継続費として総額8億円を、これは焼却棟のみの総事業予算でございますが、その前払金として、総額の4割に当たる3億2,000万円を令和2年度予算で、以降、令和3年度から令和5年度で1億6,000万円を見込んでおります。また、リサイクルプラザ棟の建屋改修工事につきましては、焼却棟が終了後、引き続き令和6年度以降で行おうと考えておるものでございます。

それでは、お手数ですが、もう一度22、23ページにお戻りいただきまして、次の基幹的設備改良事業は、本年度は11億8,000万4千円で、前年度が4,062万円でございます。この事業2年目に当たる令和2年度からは本格的に施工が進み、5年間の事業においては特に令和2年度の事業費が、事業内のメインであります中央制御装置の更新を行いますので、大きくなる予定であります。令和3年度以降は、歳出見込額につきましては、26ページの調書下段をご参照ください。

それでは、22、23ページにお戻りいただきまして、続きまして、次に中段、3款1項公債費が9億2,366万5千円で、前年度に比べ31.8%、4億3,118万5千円の減額でございます。令和元年度末現在の未償還金が28億9,168万8千円に対する元金及び利子で、前年度に比べ、1目元金で4億1,226万7千円の減額、2目利子で1,891万8千円の減額計上でございます。

なお、これらの起債の償還につきましては、主にクリーンセンター建設に伴うものであり、建設当初の起債は、令和3年度には完済する予定でございます。そこまでは減少してまいります。しかし、令和4年度以降、災害復旧債や基幹的設備改

良事業、大規模改修事業といった新たな起債の償還が出てきますので、段階的に上がり、年間約6億円余りの償還となってくる予定でございます。

次に下段、4款1項1目予備費は300万円で、前年度と同額の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

それでは、ページお戻りいただきまして、12、13ページをお願いいたします。

1款1項分担金1目組合市分担金が26億155万円で、前年度と比べ12.6%、3億7,570万3千円の減額計上でございます。

両市の分担金は、2割を均等割、8割は人口割によることが定められており、この割合で算出した岸和田市の負担率が64.984%、貝塚市の負担率が35.016%でございます。

次に、2款使用料及び手数料の1項使用料1目総務使用料が183万2千円の計上で、前年度に比べ0.1%、2千円の減額計上でございます。主なものは、組合所有の土地使用料及び附属洗車場の使用料でございます。

次に、2款使用料及び手数料2項手数料1目焼却手数料が3億6,793万円の計上で、前年度に比べ45%、1億1,415万3千円の増額でございます。これは、この4月からの料金改定の分を見込んでの増によるものでございます。

次に、3款1項1目ごみ処理施設基幹的設備改良事業費国庫補助金は2億4,234万9千円で、前年度に比べ2億3,229万9千円の増額でございます。これは、先ほど歳出でご説明させていただきましたとおり、令和2年度から本格的に基幹的設備改良事業の施工が進むため、それに伴って補助対象の事業費が増えることによるものでございます。

次に、4款1項1目繰越金は1千円で、前年度と同額計上でございます。

次に、5款諸収入1項1目雑入が2億6,405万8千円の計上で、前年度に比べ6.6%、1,629万4千円の増額で、電力売払収入と再商品化合理化拠出金、これはいわゆるペットボトルの売り扱い分

でございますが、これらの増額を見込んでいるものでございます。

それでは、次に14、15ページをお願いいたします。

6款1項組合債1目清掃施設整備事業債が12億4,240万円の計上で、前年度に比べ9億9,460万円の増額で、主に、先ほど来ご説明させていただいております基幹的設備改良事業に係る起債と、クリーンセンター大規模改修工事分を含むごみ処理施設増設事業に係る起債であります。

次に、6款1項組合債2目廃棄物処理施設災害復旧事業債が500万円の計上で、前年度に比べ皆増でございます。これは、平成30年9月の台風21号により被害を受けた大阪湾圏域広域処理場、通称フェニックスにおける最終処分場の災害復旧に係る本組合が負担する令和2年度分の災害復旧事業債でございます。

これで歳入歳出の説明を終わります。

なお、継続費、債務負担行為及び地方債に関する調書並びに給与費明細書につきましては、24ページ以降に添付しておりますので、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上でございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しました
ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号公平委員会の委員選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第7号の公平委員会の委員選任につき同意を求める件につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

公平委員の池内清一郎氏が本年3月31日をもつて任期満了となりますので、その後任委員として同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会のご同意を賜りたくご提案申し上げる次第であります。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

この際、お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略してご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、質疑、討論を省略することに決しました。

これより議案第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに決しましてご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、先刻、藤原龍男管理者より令和2年3月31日付をもって管理者の職を辞退したい旨の届け出がありました。地方自治法第145条による法定期間内の退職でありますので、これを退職期日として同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議がないようありますので、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

この際、管理者の選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、管理者の選挙日程を追加議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時03分再開

○反甫 旭議長

会議を再開いたします。

それでは、日程第9、選挙第1号管理者選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者に永野耕平岸和田市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました永野耕平岸和田市長を岸和田市貝塚市清掃施設組合管理

者の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本組合管理者に永野耕平岸和田市長が当選されました。

ただいま当選されました新管理者、永野耕平岸和田市長の挨拶のため、発言を許します。永野耕平岸和田市長。

○永野耕平新管理者

発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、このたび選任をいただきまして、まことにありがとうございます。そしてまた、日ごろよりクリーンセンター事業に対しましてさまざまなご意見、ご指導いただきまして、まことにありがとうございます。

このクリーンセンターは平成19年に開設されて以降、13年がたとうとしております。我々に課せられた課題は長寿命化であると考え、まずは基幹的設備の改良事業でありますとか建物の大規模改修、これらを重要施策として位置づけまして、これからも設備の維持管理費、そしてまた更新の費用についてもしっかりと縮減を図りながら、これまでどおりの安全かつ安心な施設運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後もどうぞよろしくお願ひいたします。

結びに当たりまして、議員各位のますますのご健勝とご多幸とご活躍を心より祈念申し上げまして、私からの挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○反甫 旭議長

引き続き、前管理者、藤原龍男貝塚市長からご挨拶申し上げたいとの申し出がありますので、この際、発言を許します。藤原龍男貝塚市長。

○藤原龍男前管理者

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、管理者の退任に当たりまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。

先ほどは、ご提案申し上げました新年度予算な

どの各案件につきまして、厳正なご審議の後、原案どおり議決を賜りましたこと、心より厚く御礼申し上げます。

2年前の平成30年3月に議員の皆様方からの温かいご支援により管理者にご選任をいただいてから、早いもので2年がたとうとしております。新年度からは永野岸和田市長に管理者をお願いすることとなりました。

私は、この2年間を振り返りますと、長年据え置かれたといいますか、議会の皆さん方からご意見を頂戴いたしておりましたごみ処分手数料の見直し、これは皆さん方の大変なご支援、ご尽力、そして岸和田永野市長の大変なご尽力のおかげを得まして、条例化を図ることができました。これはほんとうに私も感慨深いものがあります。この4月から経過措置を施し、5年かけて改正の運びとなりました。

一方、もう一つの大きな思い出は、皆さんも覚えておられるように、平成30年9月4日の台風21号であります。この泉州地域というのは台風が幾ら来ても被害があまり起こらないと我々勝手に思い込んでいましたが、それがほんとうに根拠のない思い込みであるということがわかりました。当センターも大変な被害を受け、私もすぐにここに駆けつけましたが、これが直るのかという懸念を持ちました。しかしながら、皆さん方のほんとうに温かいご支援により、職員、局長の毎日の大変な頑張りにより、今日（議員協議会で）報告がありました、何とか完了することができました。改めて厚く御礼申し上げます。

数々の重大事項がありましたが、こうして管理者の任務を無事に終えることができましたのも、ひとえに皆さん方の温かいご支援のたまものであると思い、心より感謝申し上げます。

これからも私は副管理者として永野管理者とともに安全で安心できる施設運営に努めてまいる決意でありますので、議員各位におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますとともに、今後ますますのご活躍とご健勝を心よりお祈り申

し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきま
す。皆さん、どうもありがとうございました。

○反甫 旭議長

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了
いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚くお
礼申し上げます。

これをもちまして、令和2年第1回岸和田市貝
塚市清掃施設組合議会定例会を閉会します。

午前11時09分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議長 反甫 旭	
同議員 井舎 英生	
同議員 宇野 真悟	

令和2年第1回組合議会定例会議案

議案番号	件名
議案第1号	令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算(第3号)
議案第2号	岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の制定について
議案第3号	職員の服務の宣誓に関する条例の制定について
議案第4号	職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議案第5号	岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例の一部改正について
議案第6号	令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算
議案第7号	公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて

岸和田市貝塚市清掃施設組合

令和元年度 補正予算書

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第1号

令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）

令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年3月26日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 藤原 龍男

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 分担金		2,977,253	△ 15,700	2,961,553
	01 分担金	2,977,253	△ 15,700	2,961,553
06 組合債		291,300	15,700	307,000
	01 組合債	291,300	15,700	307,000
歳入合計		3,794,692	0	3,794,692

2 歳出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計		3,794,692	0	3,794,692

第2表 地方債補正

(変更分)

起 債 の 目 的	補 正 前							補 正 後							備 考			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法					
				区 分	償 還 期 限	据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他					区 分	償 還 期 限	据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他	
清掃施設整備事業	千円 247,800		%以内		年以内	年以内			平成31年 3月27日 提出議案 第5号3 月27日可 決	千円 259,100		%以内		年以内	年以内			
廃棄物処理施設災害復旧事業	千円 43,500								令和元年 11月11日 提出議案 第13号11 月11日可 決	千円 47,900								

事項別明細書

1 歳 入

(款) 01 分担金 (項) 01 分担金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
01 分担金	2,977,253	△ 15,700	2,961,553
01 分担金	2,977,253	△ 15,700	2,961,553
01 組合市分担金	2,977,253	△ 15,700	2,961,553

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 組合市分担金	△ 15,700	<p>岸和田市・貝塚市分担金</p> <p>△ 15,700 (総務課)</p> <p>平成27年10月1日国勢調査 283,605人</p> <p>岸和田市 194,911人 (68.73%)</p> <p>貝塚市 88,694人 (31.27%)</p> <p>$\triangle 15,700 \text{千円} \times 2/10 \times 1/2 = \triangle 1,570,000 \text{円 (A)}$</p> <p>$\triangle 15,700 \text{千円} \times 8/10 \times 68.73/100 = \triangle 8,632,488 \text{円 (イ)}$</p> <p>$\triangle 15,700 \text{千円} \times 8/10 \times 31.27/100 = \triangle 3,927,512 \text{円 (ロ)}$</p> <p>岸和田市分担金 (A+イ) = △10,202,488円 (64.984%)</p> <p>貝塚市分担金 (A+ロ) = △5,497,512円 (35.016%)</p>

(款) 06 組合債 (項) 01 組合債

款項目	補正前の額	補正額	計
06 組合債	291,300	15,700	307,000
01 組合債	291,300	15,700	307,000
01 清掃施設整備事業債	247,800	11,300	259,100
02 廃棄物処理施設災害復旧事業債	43,500	4,400	47,900

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 清掃施設整備 事業債	11,300	ごみ処理施設増設事業債 11,300 (環境技術課)
01 廃棄物処理施設 災害復旧事業債	4,400	廃棄物処理施設災害復旧事業債 4,400 (環境技術課)

2 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 02 施設費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	2,386,379	0	2,386,379	0	15,700	0	△ 15,700
02 施設費	2,166,516	0	2,166,516	0	15,700	0	△ 15,700
01 施設管理費	2,166,516	0	2,166,516	0	15,700	0	△ 15,700

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳

地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
				当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1 普通債 (4)ごみ処理施設 増設事業債	782,409		782,409	189,200	11,300	200,500	21,693		21,693	949,916	11,300	961,216
計	3,370,497	0	3,370,497	247,800	11,300	259,100	1,307,910	0	1,307,910	2,310,387	11,300	2,321,687
2 災害復旧債 (1)廃棄物処理施設 災害復旧事業債	2,700		2,700	555,100	4,400	559,500	2,700		2,700	555,100	4,400	559,500
計	2,700	0	2,700	555,100	4,400	559,500	2,700	0	2,700	555,100	4,400	559,500

議案第 2 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の制定について

岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例を次のとおり制定する
ものとする。

令和 2 年 3 月 26 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者 藤 原 龍 男

岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除等（第7条—第11条）

第3章 雜則（第12条—第15条）

附則

　　第1章 総則

　　（目的）

第1条 この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利用する行為を防止し、及びこれらにより岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「当組合」という。）の事務若しくは事業に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、当組合及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって当組合運営の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

　　（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち当組合が発注するものをいう。
- (6) 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる当組合の不動産又は物品の売払い又は貸付けをいう。

　　（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が当組合運営における事業活動及び当組合の事務若しくは事業に不当な影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと、及び暴力団事務所の存在を許さないことを基本として、当組合及び事業者が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進されなければならない。

　　（当組合の責務）

第4条 当組合は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大阪府、他の市町村、法第32条の3第1項の規定により公安委員会から都道府県

暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、市民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する総合的な施策を実施するものとする。

- 2 当組合は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、大阪府に対し、当該情報を提供するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、当組合が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、当組合又は大阪府警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者に対する支援)

第6条 当組合は、事業者が暴力団事務所が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に相互に連携を図りつつ主体的に取り組むことができるよう、事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 当組合は、事業者が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に相互に連携を図る。

第2章 公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除等

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除)

第7条 当組合は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
(2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 管理者は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
(2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
(4) 公共工事等に係る岸和田市及び貝塚市（以下「関係市」という。）における入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。

(6) 公共工事等及び売払い等について契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。

(7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 管理者は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、関係市において入札の参加資格の登録を希望する者又は契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 管理者は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

（公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告等）

第9条 何人も、公共工事等及び売払い等において、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに当組合に報告しなければならない。

（当組合の施設における暴力団の排除）

第10条 管理者は、当組合の設置した施設の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しないことができる。

2 管理者は、既に当組合の施設の利用を許可している場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

3 管理者は、前項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴ういかなる損害賠償の責めを負わない。

（当組合の事務及び事業からの暴力団の排除）

第11条 当組合は、第7条から前条までに規定するもののほか、その行う事務又は事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講ずること等により、当組合の事務及び事業からの暴力団の排除を図るものとする。

第3章 雜則

（勧告等）

第12条 管理者は、正当な理由がなく第9条第2項の規定による報告をしなかったと認められるときは、規則で定めるところにより、当該報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(事実の公表)

第13条 管理者は、前条の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 管理者は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第14条 岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例(平成29年条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。)第2条第2号に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報(個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府岸和田警察署長又は大阪府貝塚警察署長に提供するものとする。

(その他)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 号

職員の服務の宣誓に関する条例の制定について

職員の服務の宣誓に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 26 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者 藤 原 龍 男

職員の服務の宣誓に関する条例

職員の服務の宣誓に関する条例については、岸和田市の例による。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第4号

職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

職務に専念する義務の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月26日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 藤原 龍男

職務に専念する義務の特例に関する条例

職務に専念する義務の特例に関する条例については、岸和田市の例による。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例の一部改正について

岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 3 月 26 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理 者 藤 原 龍 男

岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例の一部を改正する条例

岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例（昭和41年条例第4号）の一部を次のように改める。

第2条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「組合掲示場および関係市の掲示場に掲示して行なう。」を「岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）の掲示場並びに岸和田市及び貝塚市の掲示場に掲示して行う。」に改める。

第3条中「規則に準用」を「規則の公布について準用」に改める。

第4条の見出し中「規程」の次に「その他」を加え、同条第1項中「条例および」と「公布もしくは、」を削り、「および」を「及び」に、「公表しようとする」を「公表する」に、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第2項中「これを」を「について」に改める。

第4条の次に次の2条を加える。

（その他の規則及び規程等の公表）

第5条 第2条の規定は、議会その他組合の機関（管理者を除く。以下同じ。）の定める規則について準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、議会その他組合の機関の定める規程その他を公表するときに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（規則及び規程の施行期日）

第6条 規則又は議会その他組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年度 予 算 書

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第6号

令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算

令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,725,120千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を
流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月26日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1. 分担金		2,601,550
	1. 分担金	2,601,550
2. 使用料及び手数料		369,762
	1. 使用料	1,832
	2. 手数料	367,930
3. 国庫支出金		242,349
	1. 国庫補助金	242,349
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		264,058
	1. 雜入	264,058
6. 組合債		1,247,400
	1. 組合債	1,247,400
歳 入 合 計		4,725,120

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1. 議会費		3,652
	1. 議会費	3,652
2. 総務費		3,794,803
	1. 総務費	218,734
3. 公債費		3,576,069
	1. 公債費	923,665
4. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳 出 合	計	4,725,120

第2表 繼続費

款	項	事業名	総額	年 度	年割額
2	2	クリーンセンター 大規模改修事業	千円 800,000	令和2年度	320,000
				令和3年度	160,000
				令和4年度	160,000
				令和5年度	160,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
清掃施設整備事業	千円 954,400	普通貸借又は証券発行ただし事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を起債前借することができます。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政 府 銀 行 その他の	20年 以内	3年 以内	年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還	必要に応じて線上償還又は借り換えることができる。	
廃棄物処理施設災害復旧事業	5,000	普通貸借又は証券発行ただし事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を起債前借することができます。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政 府 銀 行 その他の	10年 以内	2年 以内	年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還	必要に応じて線上償還又は借り換えることができる。	
クリーンセンター大規模改修事業	288,000	普通貸借又は証券発行ただし事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を起債前借することができます。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政 府 銀 行 その他の	30年 以内	5年 以内	年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還	必要に応じて線上償還又は借り換えることができる。	

予 算 に 関 す る 説 明 書

目 次

は し が き	-----	9
1 総 括	-----	10
2 歳 入	-----	12
3 歳 出	-----	16
0 1 議 会 費	-----	16
0 2 総 務 費	-----	16
0 3 公 債 費	-----	22
0 4 予 備 費	-----	22
継 続 費 調 書	-----	25
債 務 負 担 行 為 調 書	-----	26
地 方 債 調 書	-----	27
給 与 費 明 紹 書	-----	28

は　し　が　き

- 1 この予算に関する説明書は、地方自治法施行規則第15条の2による別記様式に基づき作成したものである。
- 2 この予算に関する説明書のうち、前年度予算額は令和元年度当初予算額である。
- 3 歳入歳出予算額は千円単位であるため、千円未満を切り上げ又は切り捨ての処置を行った。
- 4 人件費中職員手当及び共済費は、おおむね次により計算した。
 - (1) 地域手当 本俸、扶養手当、管理職手当の100分の6
 - (2) 期末及び勤勉手当 人事院勧告に基づく基本給月額の4.5月分
 - (3) 職員共済組合負担金 標準報酬月額の1,000分の197.3898、追加費用1人年間(4月1日の本俸12か月分)1,000分の19.9、事務費1人年間11,448円、特定健診1人年間247円及び6・12月の期末勤勉手当の1,000分の197.3898

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算構成比(%)
1. 分担金	2,601,550	2,977,253	△375,703	55.1
2. 使用料及び手数料	369,762	255,611	114,151	7.8
3. 国庫支出金	242,349	10,050	232,299	5.1
4. 繰越金	1	1	0	0.0
5. 諸収入	264,058	247,764	16,294	5.6
6. 組合債	1,247,400	247,800	999,600	26.4
歳入合計	4,725,120	3,738,479	986,641	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			本年度 予算構成比 (%)	
				特 定 財 源		一般 財 源		
				国県支出金	地方債			
1. 議会費	3,652	3,411	241				3,652 0.1	
2. 総務費	3,794,803	2,377,218	1,417,585	242,349	1,247,400		2,305,054 80.3	
3. 公債費	923,665	1,354,850	△431,185				923,665 19.5	
4. 予備費	3,000	3,000	0				3,000 0.1	
歳出合計	4,725,120	3,738,479	986,641	242,349	1,247,400		3,235,371 100.0	

2 歳 入

(款) 1. 分担金

(項) 1. 分担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 組合市分担金	2,601,550	2,977,253	△375,703
計	2,601,550	2,977,253	△375,703

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 総務使用料	1,832	1,834	△2
計	1,832	1,834	△2

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 燃却手数料	367,930	253,777	114,153
計	367,930	253,777	114,153

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. ごみ処理施設基幹的設備改良事業費国庫補助金	242,349	10,050	232,299
計	242,349	10,050	232,299

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 5. 諸収入

(項) 1. 雜入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雜入	264,058	247,764	16,294
計	264,058	247,764	16,294

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 組合市分担金	2,601,550	岸和田市・貝塚市分担金 平成27年10月1日国勢調査 283,605人 岸和田市 194,911人 (68.73%) 貝塚市 88,694人 (31.27%) 2,601,550千円 × 2/10 × 1/2 = 260,155,000円 (A) 2,601,550千円 × 8/10 × 68.73/100 = 1,430,436,250円 (イ) 2,601,550千円 × 8/10 × 31.27/100 = 650,803,740円 (ロ) 岸和田市分担金 (A+イ) = 1,690,591,000円 (64.984%) 貝塚市分担金 (A+ロ) = 910,959,000円 (35.016%)
		2,601,550

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 土地使用料	541	電柱埋設地等使用料
2. 施設使用料	1,291	附属洗車場使用料

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 廃棄物手数料	367,930	廃棄物処分手数料
		367,930

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. ごみ処理施設基幹的設備改良事業費補助金	242,349	ごみ処理施設基幹的設備改良事業費補助金
		242,349

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	1	前年度繰越金
		1

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 雑入	264,058	金属類等売払収入 電力売払収入 その他雑収入 再商品化合理化拠出金
		34,169 212,874 1,009 16,006

(款) 6. 組合債

(項) 1. 組合債

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 清掃施設整備事業債	1, 242, 400	247, 800	994, 600
2. 廢棄物処理施設災害復旧事業債	5, 000	0	5, 000
計	1, 247, 400	247, 800	999, 600

節		説明
区分	金額	
1. 清掃施設整備事業債	1,242,400	大阪湾圏域広域処理場(フェニックス計画)整備委託事業債 ごみ処理施設増設事業債 ごみ処理施設基幹的設備改良事業債
1. 廃棄物処理施設災害復旧事業債	5,000	大阪湾圏域広域処理場災害復旧事業債

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国府支出金	地方債	その他		
1. 議会費	3,652	3,411	241				3,652	
計	3,652	3,411	241				3,652	

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務費

1. 一般管理費	211,462	216,904	△5,442				211,462
----------	---------	---------	--------	--	--	--	---------

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
1. 報酬	1,859	00000001 議員報酬等 (総務課)	1 報酬 1,859 議員報酬 1,859
3. 職員手当等	773		3 職員手当等 773
8. 旅費	640		議員期末手当 773
9. 交際費	50		
10. 需用費	184	00000002 組合議会運営事業 (総務課)	8 旅費 640 費用弁償 560 普通旅費 80
11. 役務費	141		
17. 備品購入費	5		9 交際費 50 交際費 50
			10 需用費 184 消耗品費 20 食糧費 10 印刷製本費 154
			11 役務費 141 筆耕翻訳料 141
			17 備品購入費 5 図書購入費 5

(単位 千円)

1. 報酬	11,981	00000003 職員給与費 (総務課)	1 報酬 11,981 特別職報酬 300 会計年度任用職員報酬 11,573 会計年度任用職員超過勤務報酬 108
2. 給料	87,325		2 給料 87,325 一般職給 87,325
3. 職員手当等	65,099		3 職員手当等 65,099 扶養手当 4,278 管理職手当 4,680 地域手当 5,867 住居手当 2,298 超過勤務手当 3,463 特殊勤務手当 135 通勤手当 2,614 期末勤勉手当 37,434 児童手当 1,870 会計年度任用職員期末手当 2,460
4. 共済費	33,804		4 共済費 33,804 健康保険組合負担金 861 職員共済組合等負担金 32,204 公務災害補償負担金 739
7. 報償費	8		18 負担金補助及び交付金 24 負担金 24
8. 旅費	1,742		7 報償費 8 報償費 8
9. 交際費	20		8 旅費 1,742 費用弁償 882 普通旅費 860
10. 需用費	3,076		9 交際費 20 交際費 20
11. 役務費	5,654		
12. 委託料	270		
13. 使用料及び賃借料	826		
17. 備品購入費	695		
18. 負担金補助及び交付金	962		
		00000004 清掃組合管理事務事業 (総務課)	
			13,229

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2. 総務管理費	6,983	2,642	4,341				6,983

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
			10 需用費 3,076 消耗品費 1,342 燃料費 419 食糧費 10 印刷製本費 980 光熱水費 215 修繕料 100 医薬材料費 10
			11 役務費 5,654 通信運搬費 1,293 手数料 549 保険料 3,812
			12 委託料 270 その他の委託料 270
			13 使用料及び賃借料 826 その他の使用料及び賃借料 826
			17 備品購入費 695 庁用器具費 655 図書購入費 40
			18 負担金補助及び交付金 938 負担金 638 補助金 300
1. 報酬	54	00000008	10 需用費 735
8. 旅費	20	リサイクル啓発事務事業	消耗品費 549
10. 需用費	735	(総務課)	燃料費 5
12. 委託料	4,031		印刷製本費 171
13. 使用料及び賃借料	1,661		修繕料 5
15. 原材料費	40		医薬材料費 5
17. 備品購入費	382		12 委託料 745
18. 負担金補助及び交付金	60		その他の委託料 745
			15 原材料費 40
			原材料費 40
			17 備品購入費 20
			図書購入費 20
			18 負担金補助及び交付金 60
			負担金 60
		00000009	1 報酬 54
		情報公開・個人情報保護事務事業	委員報酬 54
		(総務課)	8 旅費 20
			費用弁償 20
	74		
		00000010	12 委託料 3,286
		電算システム運用事業	その他の委託料 3,286
		(総務課)	13 使用料及び賃借料 1,661
	5,309		その他の使用料及び賃借料 1,661
			17 備品購入費 362
			庁用器具費 362

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国府支出金	地方債	その他		
3. 公平委員会費	73	73	0				73	
4. 監査委員費	216	244	△28				216	
計	218,734	219,863	△1,129				218,734	

(款) 2. 総務費

(項) 2. 施設費

1. 施設管理費	3,576,069	2,157,355	1,418,714	242,349	1,247,400		2,086,320
----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------	--	-----------

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
1. 報酬 8. 旅費	63 10	00000011 委員報酬 (総務課)	1 報酬 委員報酬 63 63
		00000012 公平委員会事業 (総務課)	8 旅費 費用弁償 10 10
1. 報酬 8. 旅費 10. 需用費	144 10 62	00000013 委員報酬 (総務課)	1 報酬 委員報酬 144 144
		00000014 監査事務事業 (総務課)	8 旅費 費用弁償 10 10 10 需用費 印刷製本費 62 62
	72		

(単位 千円)

7. 報償費 8. 旅費 10. 需用費 11. 役務費 12. 委託料 14. 工事請負費 15. 原材料費 17. 備品購入費 18. 負担金補助及び交付金 26. 公課費	189 60 364, 030 24, 046 872, 848 2, 069, 422 243, 426 1, 628 100 320	00000015 施設管理運営事業 (環境技術課)	7 報償費 報償費 189 8 旅費 費用弁償 60 60 10 需用費 消耗品費 182, 713 燃料費 22, 908 印刷製本費 78 光熱水費 71, 842 11 役務費 24, 046 通信運搬費 22, 410 手数料 1, 582 保険料 54 12 委託料 843, 619 その他の委託料 16, 687 施設維持業務委託料 826, 932 15 原材料費 1, 000 原材料費 1, 000 17 備品購入費 1, 628 庁用器具費 618 機械器具費 960 図書購入費 50 18 負担金補助及び交付金 負担金 100 100 26 公課費 320 公課費 320 00000016 大阪湾圏域広域処理場整備事業 (環境技術課)	7 報償費 189 8 旅費 60 10 需用費 277, 541 消耗品費 182, 713 燃料費 22, 908 印刷製本費 78 光熱水費 71, 842 11 役務費 24, 046 通信運搬費 22, 410 手数料 1, 582 保険料 54 12 委託料 843, 619 その他の委託料 16, 687 施設維持業務委託料 826, 932 15 原材料費 1, 000 原材料費 1, 000 17 備品購入費 1, 628 庁用器具費 618 機械器具費 960 図書購入費 50 18 負担金補助及び交付金 負担金 100 100 26 公課費 320 公課費 320 12 委託料 10, 099 その他の委託料 5, 050 災害復旧事業委託料 5, 049
	10, 099			

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	3,576,069	2,157,355	1,418,714	242,349	1,247,400		2,086,320

(款) 3. 公債費

(項) 1. 公債費

1. 元金	895,643	1,307,910	△412,267				895,643
2. 利子	28,022	46,940	△18,918				28,022
計	923,665	1,354,850	△431,185				923,665

(款) 4. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	3,000	3,000	0				3,000
計	3,000	3,000	0				3,000

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
		00000017 クリーンセンター維持補修事業 (環境技術課) 1,237,463	10 需用費 86,489 修繕料 86,489 14 工事請負費 908,548 工事費 908,548 15 原材料費 242,426 原材料費 242,426
		00000019 基幹的設備改良事業 (環境技術課) 1,180,004	12 委託料 19,130 その他の委託料 19,130 14 工事請負費 1,160,874 工事費 1,160,874

(単位 千円)

22. 債還金利子及び割引料	895,643	00000022 長期債元金償還事業 (総務課) 895,643	22 債還金利子及び割引料 895,643 償還金 895,643
22. 債還金利子及び割引料	28,022	00000023 長期債利子償還事業 (総務課) 28,022	22 債還金利子及び割引料 28,022 利子及び割引料 28,022

(単位 千円)

29. 予備費	3,000	00000024 予備費 (総務課) 3,000	29 予備費 3,000 予備費 3,000

- 1) 繼続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の執行状況等に関する調書
- 2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 4) 給与費明細書

1) 継続費についての前前年度までの支出額、前年度までの支出額又は支出額並びに事業の進行状況等に関する調書

款項	事業名	全体会計画					前前年度までの支 出額(見込額)	前該年度までの支 出額(見込額)	当該年度までの支 出額(見込額)	翌年度までの支 出額(見込額)	総額に対する率
		年度	年割額	左の財源	内訳	特定期					
	国庫支出金府支出金	千円	千円	千円	千円	その他	千円	千円	千円	千円	%
02	建物大規模改修工事	2	320,000	288,000	32,000	一般財源	320,000	320,000	320,000	320,000	40.00
02	施設費	3	160,000	144,000	16,000		16,000			160,000	20.00
02	総務費	4	160,000	144,000	16,000		16,000			160,000	20.00
02		5	160,000	144,000	16,000		16,000			160,000	20.00
	計		800,000	720,000	80,000		0	0	320,000	480,000	100.00

2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額見込み及び当該年度以降の予定額等に關する調書

事項	限度額	前年支度額	年度(見込)	当支度額	該年度以降の額	左の財源内訳			
						期間	金額	期間	金額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
岸和田市具塚市クリーンセンター運転管理業務委託料	2,856,000	平成28年度	0	591,600	合和2年度	591,600	合和3年度	612,000	612,000
		平成29年度	521,381						
		平成30年度	535,400						
		令和元年度	558,124						
					合和2年度	1,180,004	242,349	775,900	161,755
					合和3年度	611,426	193,427	371,400	46,599
					合和4年度	886,158	284,826	536,300	65,032
		令和元年度	39,808	合和5年度	974,314	294,613	598,100	81,601	

3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末に関する調書

区分		前前年度末現在高	前年高見込額	當該年度末見込額	當該年度中増減見込額	當該年度末現在高額
1	普通債	千円	千円	千円	千円	千円
(1)	最終処分地施設整備事業債	55,554	78,045	4,500	7,623	74,922
(2)	ごみ処理施設建設事業債	2,524,359	1,251,101	0	843,471	407,630
(3)	ごみ処理施設増設事業債	782,409	961,216	174,000	42,198	1,093,018
(4)	ごみ収集車等購入事業債	8,175	5,825	0	2,350	3,475
(5)	ごみ処理施設基幹的設備債 改良	0	25,500	775,900	0	801,400
(6)	クリーンセーフタリード改修事業債	0	0	288,000	0	288,000
	計	3,370,497	2,321,687	1,242,400	895,642	2,668,445
2	災害復旧債					
(1)	廢棄物処理事業債	2,700	559,500	5,000	0	564,500
	計	2,700	559,500	5,000	0	564,500
	合計	3,373,197	2,881,187	1,247,400	895,642	3,232,945

4) 給与費明細書

1 特別職

区分	職員数	給			与			費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当	旅費	会計	共済費	会計	共済費	会計		
本年度	長等	人2	千円300	300								
	議員	14	1,859		773	2,632					2,632	
	その他	22	261			261					261	
前年度	計	38	2,420		773	3,193					3,193	
	長等	2	300		0	300					300	
	議員	14	1,716		730	2,446					2,446	
比較	その他	22	261		0	261					261	
	計	38	2,277		730	3,007					3,007	
	長等	0	0		0	0					0	
	議員	0	143		43	186					186	
	その他	0	0		0	0					0	
	計	0	143		43	186					186	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員員数			給与費			共済費	合計	備考
	職員人	嘱託員人	会計年度任用職員人	報酬千円	給料千円	職員手当千円			
本年度	20	(5)	11,681	87,325	65,099	164,105	33,804	197,909	千円
前年年度	21	3		87,985	74,778	162,763	34,046	196,809	千円
比較	△ 1	△ 3	(5)	11,681	△ 660	△ 9,679	1,342	△ 242	1,100

()内はパートタイム会計年度任用職員

職員手当の内訳	区分	扶養手当	管理職手当	地域手当	居住手当	嘱託手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	期末勤勉手当	期初勤勉手当	児童手当
本年度	4,278	4,680	5,867	2,298	0	3,463	135	2,614	39,894	39,894	1,870	千円
前年年度	4,200	3,972	5,856	2,910	9,903	2,846	177	3,056	39,838	39,838	2,020	千円
比較	78	708	11	△ 612	△ 9,903	617	△ 42	△ 442	56	56	△ 150	千円

2 一 般 職

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員員数			給与費			共済費	合計	備考
	職員人	嘱託員人	報酬	給料	職員手当	計			
本年 度	20		千円	87,325	62,639	149,964	千円	31,496	181,460
前年 度	21	3	千円	87,985	74,778	162,763	千円	34,046	196,809
比 較	△ 1	△ 3	0	△ 660	△ 12,139	△ 12,799	千円	△ 2,550	△ 15,349

区分	扶養手当			管理職手当			地域手当			居住手当			嘱託手当			超過勤務手当			特殊勤務手当			通勤手当			期未勤勉手当			奨手当		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
本年 度	4,278	4,680	5,867	千円	2,298	0	千円	3,463	135	千円	2,614	37,434	千円	1,870																
前年 度	4,200	3,972	5,856	千円	2,910	9,903	千円	2,846	177	千円	3,056	39,838	千円	2,020																
比 較	78	708	11	千円	△ 612	△ 9,903	千円	617	△ 42	千円	△ 442	△ 2,404	千円	△ 150																

2 一 般 職

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 会計年度任用職員	給与費			共済費 計	合計 千円	備考
		報酬	給料	職員手当			
本年 度	(5) 人 11,681 千円		2,460 千円	14,141 千円	2,308 千円	16,449 千円	
前年 度				0		0	
比 較	(5) 人 11,681 千円	0	2,460 千円	14,141 千円	2,308 千円	16,449 千円	

()内はパートタイム会計年度任用職員

職員手当 の内訳	区分	期初	期末	勤勉 手当
		本年度	前年度	千円
				2,460
	比 較			2,460

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分 増 減 額						増減額の増減事由別内訳						説 明						備 考					
報 酬		11,681		1 その他の増減分		11,681		会計年度任用職員制度移行に係る分															
給 料		△ 660		1 昇給に伴う増加分		1,705								平均昇給率		2.19%							
														昇給に係る職員数									
																〔本年度 20人 前年度 20人 増 減 0人〕							
職員手当		△ 9,679		1 地域手当の増減分		11								職員数の異動状況		〔現に在籍する職員数〕		〔その他〕					
														〔計〕		〔計〕							
														〔本年度 20人 前年度 21人 増 減 0人〕		〔本年度 20人 前年度 21人 增 減 0人〕							
														地域手当の支給率		支給対象地域 全地域							
														本年度		支給率 6%							
														支給対象職員数 20人									
														支給対象地域 全地域									
														前年度		支給率 6%							
														支給対象職員数 21人									
														国の指定基準に基づく支給率 6%									

2 一般職

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考
2 期末勤勉手当の増減分	千円 56	会計年度任用職員制度 移行に係る分 その他の増減分	△ 2,404 2,460	期末勤勉手当の支給率 職制上の段階、職務の 等級等による加算措置 本年度 支給期 支給率(月) 前年度 支給期 支給率(月) 国の制度 支給期 支給率(月)
3 その他の増減分	△ 9,746	扶養手当 管理職手当 住居手当 嘱託手当 超過勤務手当 特殊勤務手当 通勤手当 児童手当	78 708 △ 612 △ 9,903 617 △ 42 △ 442 △ 150	計 (2,35) 有 計 (2,35) 有 計 (2,35) ()内は再任用職員 有

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区分		一般行政職
令和2年	平均給料月額	328,472 円
1月1日現在	平均年齢	43 - 10 歳
平成31年	平均給料月額	315,579 円
1月1日現在	平均年齢	42 - 1 歳

イ 初任給

区分		学歴	一般行政職
岸和田市貝塚市清掃施設組合	大学卒	190,400 円	
	高校卒	161,600	
国の制度	大学卒	182,200	
	高校卒	150,600	

区分	分	一般行政職員以外			一般行政職員		
		等級	職員数	構成比	等級	職員数	構成比
令和2年	平均給料月額	1等級	1人	6.3%	1級	1人	25.0%
1月1日現在	平均年齢	2等級	3人	18.8%	2級	0人	0.0
平成31年	平均給料月額	3等級	1人	6.3%	3級	1人	25.0%
1月1日現在	平均年齢	4等級	1人	6.3%	4級	0人	0.0
		5等級	4人	25.0%	5級	1人	25.0%
		6等級	3人	18.8%	6級	1人	25.0%
		7等級	3人	18.8%	7級	0人	0.0
		8等級	0人	0.0%	8級	0人	0.0
		計	16人	100%	計	4人	100
		1等級	1人	5.9%	1級	1人	25.0%
		2等級	2人	11.8%	2級	0人	0.0
		3等級	1人	5.9%	3級	1人	25.0%
		4等級	2人	11.8%	4級	0人	0.0
		5等級	4人	23.5%	5級	1人	25.0%
		6等級	3人	17.6%	6級	1人	25.0%
		7等級	4人	23.5%	7級	0人	0.0
		8等級	0人	0.0%	8級	0人	0.0
		計	17人	100%	計	4人	100

(等級別の標準的な職務内容:貝塚市派遣職員以外)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
標準的な職務内容	部長級 課長級	主幹級 課長・参与	主幹級 課長・参事	係長級 課長補佐・主幹	係長・主査	主任 副主査・副主任	主任 副主査・副主任	一般職員 一般職員

(級別の標準的な職務内容:貝塚市派遣職員)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	部長・参与	理事	課長・参事	課長補佐・主幹	係長・主査	主任 副主査・副主任	主任 副主査・副主任	一般職員 一般職員

工 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分 33.27075	月分 47.709	月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	月分 24.586875	月分 33.27075	月分 47.709	月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

才 特殊勤務手当

区分	全職種	%
給料総額に対する比率		0.09
特殊勤務手当の名稱	ごみ焼却業務	

カ その他の手当

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 配偶者(一般行政職の職員でその職務の等級が1等級のもの) 父母等 父母等(一般行政職の職員でその職務の等級が1等級のもの) 子のうち16歳～22歳の者につき	6,500円 3,500円 10,000円 6,500円 3,500円 5,000円 加算	同じ
扶養手当	配偶者 配偶者(一般行政職の職員でその職務の級が1級及び2級のもの) 父母等 父母等(一般行政職の職員でその職務の級が1級及び2級のもの) 子のうち16歳～22歳の者につき	6,500円 3,500円 10,000円 6,500円 3,500円 5,000円 加算	同じ
住居手当	世帯主で家賃支払い者(限度額28,000円)(貝塚市派遣職員以外 限度額27,000円)		同じ
通勤手当	交通機関利用者 実費(6箇月定期券相当額)を支給 交通用具使用者 通勤距離に応じて支給		同じ

議案第 7 号

公平委員会の委員選任につき
同意を求めるについて

公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法
第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 3 月 26 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者 藤 原 龍 男

記

1 住 所 岸和田市 [REDACTED]

1 氏 名 池内 清一郎

1 生年月日 [REDACTED]

